なる姉など
音の師匠が
其處でイロ
大阪の事だ
三が六み
開て怪しか
の事を知ら
ふ處に小供
ぬ早速取返
ことは後に
い人物であ
たものなど
駿河の伊藤
に愧ぢずと
るから貰遣
ければなら
合は少なく
許り父は死
コデ中津に
に私共の兄
語らずの間
と思て骨肉
何となく之
するとは一
やうと云て
ら心の底に
馬鹿にして
居るが私が
もし飛び廻
ありながら
ことが皆無
弟と打解け
爲でせう
さ中津の人
[illegible]に隨分
間にも家風
ないが母子
[illegible]な事はし
度もしたこ
に數へる者
んでないの
の遺風と母
ことを申せ
とか云ふも
も思はぬ斯
きものでな
ふ考を持
に浮んだこ
芝居がある
田舎役者が
る、芝居は
して立寄る
以外に行く
甚だ嚴重な
の事である
[illegible]りとして

蝎々と芝居の矢來を破て這入る若しそれを咎めれば却て叱り飛ばすと云ふから誰も怖がつて咎める者はない町の者は金を拂て行くに士族は忍姿で却て威張て只這入て觀る然るに中以下俗士族の多い中で其芝居に行かぬのは凡そ私のところ一軒位でせう決して行かない、此處から先きは行くことはならぬと云へば一足でも行かぬ、どんな事があつても私の母は女ながらも遂ぞ一口でも芝居の事を子供に云はず兄も亦行かうと云はず家内中一寸でも話がない夏、暑い時の事であるから涼には行く併し其近くで芝居をして居るからと云て見やうともしない、どんな芝居を遣て居るとも噂にもしない平氣で居ると云ふやうな家風でした

前申す通り亡父は俗吏を勤めるのが不本意であつたに違ひない、左れば中津を蹴飛して外に出れば宜い、所が決してソンナ氣はなかつた樣子だ、如何なる事にも不平を呑んでチヤント小祿に安んじて居たのは時勢の爲めに進退不自由なりし故でせう私は今でも獨り氣の毒で殘念に思ひます例へば父の生前に斯う云ふ事がある今から推察すれば父の胸算に福澤の家は總領に相續させる積りで宜しい所が子供の五人目に私が生れた其生れた時は大きな瘠せた骨太な子で産婆の申すに此子は乳さへ澤山呑ませれば必ず見事に育つと云ふのを聞て父が大層喜んで是れは好い子だ此子が段々成長して十か十一になれば寺に遣て坊主にすると毎度母に語つたさうです其事を母が又私に話してアノ時阿父さんは何故坊主にすると仰ッしやつたか合點が行かぬが今御存命なれば前は寺の坊様になつてる筈ぢやと何かの話の端には母が爾う申して居ましたが私が成年の後その父の言葉を推察するに中津は封建制度でチヤント物を箱の中に詰めたやうに秩序が立て居て何百年經ても一寸とも動かぬと云ふ有樣、家老の家に生れた者は家老になり足輕の家に生れた者は足輕になり先祖代々家老は家老、足輕は足輕、其間に挾まつて居る者も同樣何年經ても一寸とも變化と云ふものがない、ソコデ私の父の身になつて考へて見れば到底どんな事をしたつて名を成すことは出來ない世間を見れば茲に坊主と云ふものが一つある、何でもない魚屋の息子が大僧正になつたと云ふやうな者が幾人もある話、それゆゑに父が私を坊主にすると云たのは其意味であらうと推察したことは間違ひなからう如斯なことを思へば父の生涯、四十五年の其間、封建制度に束縛せられて何事も出來ず空しく不平を呑んで世を去りたることこそ遺憾なれ又初生兒の行末を謀り之を坊主にしても名を成さしめんとまでに決心したる其心中の苦しさ、其愛情の深さ私は毎度此事を思出し封建の門閥制度を憤ると共に亡父の心事を察して獨り泣くことがあります私の爲めに門閥制度は親の敵で御座る

社說

經濟財政の方針

新內閣の組織と共に世間の注意を要するは經濟財政の始末にして其方針の如何は國民の實利害に直接の關係ありと云ふ可し第十二議會に增稅案の提出せられたる際には新內閣流の多數は衆議院に在りて豫算案に關係せざる增稅案には一切贊成を表し難しとて其通過に反對し結局大多數を以て地租案を否決したれども財政の實情に徴して增稅の已む可らざるは明白の次第にして彼等も表面に否決を唱へ乍ら內心に通過を希望したる由なりと云へば自から局に當る以上は卅二年度の豫算案と共に增稅案を議會に提出し增稅の收入に依て財政の基礎を鞏固にするの方針に出づるとならん即ち財政整理の爲めに增稅の決斷は目下の急務なりとして扨其方法は如何にす可きや酒稅の如き增收の餘裕最も豐なる稅源のある場合に地租所得稅等の直接稅を增すは稅略の宜しきを得たるものに非ざれば專ら酒稅に依賴して目的を達す可しとは我輩が年來主張する所にして新內閣の內にも此邊の意見を懷く者少なからずと云ふ果して斯る方針を以て增稅を斷行し專ら酒稅を增徵する他の一方には一時公債の償還を停止するなり無用の保護獎勵の費用を削減するなり孰れにしても經常費の增加を制するときは凡そ二千萬圓內外の增收に依て財政整理の目的を遂し難きに非ず我輩が熱心に其實行を促す所以なり財政の方針は大凡右の如くなりとして經濟社會に處するの道は如何一部の實業家の間には政府に於て外債を募集するなり償金の殘餘を流用するなり孰れにしても外資を輸入して私設鐵道を買收するか或は軍事公債を償還す可しとの說あり昨年來其邊の運動中にして新內閣組織の後には大に政府に迫りて其實行を促す可しと云ふ或は新內閣が一時の人氣を收むるが爲めに前途の利害をも顧みず此輩の所說に從ひ妄に外資を輸入して株式市場の景氣を恢復せんなど無謀の考を起すやも計り難けれども若しも斯る處置を施すときはいよ〳〵經濟社會の變態を激成するの掛念なきを得ず償金は既に夫れ〳〵一定の費途ありて他に濫用し難きのみか今日まで公債應募に繰替へたる高、多きを以て本年度の豫算に繰入れたる分を差引くときは明年度の殘額は僅に二三千萬圓に過ぎず十[illegible]年度財政計畫に定めたるが如く三十八年までの[illegible]の財源を償金に求めんには外債を募集して從來の繰替高を補はざる可らず財政上に外資輸入の必要あるは此の如くなりとすれば假令ひ時機宜しきを得て巧に外資[illegible]の効を收めたりとするも先づ財政の急需に應ずるまでを主眼として[illegible]の救濟などし[illegible]して[illegible]財政の需要を[illegible]薄弱にするの結果を見る可し殊に昨年來金融市場に非常の逼迫を招きたる原因は通貨膨脹の爲めに物價の騰貴を促したる一點に外ならざれば眞に經濟社會の救濟を謀らんには成る可く通貨の膨脹を避けて物價の騰貴を制し以て貿易の逆勢を矯正するこそ至當の道なり貿易にして今日の變態を改めて輸出超過を呈せんには金利は自から低落して金融を緩和するは必然の勢なるに斯る自然の道に依らずして外資を輸入するときは物價騰貴の爲めにいよ〳〵金融を逼迫せしめて經濟社會に如何なる事變を見るやも知る可らず財政上より見るも物價にして騰貴すれば萬般の經費に意外の增加を來し例へば前年度の豫算に於て二千萬圓の增稅にて充分歲入の不足を補ふを得べしと爲したるものも其翌年には更らに幾千萬圓の增稅を必要とするに至る可く又金融にして逼迫すれば今の財政に於て臨時費の財源たる公債は募集の目的を遂し難きを以てます〳〵財政の整理を妨げざるを得ず實業家にして眞實外資の輸入を必要と認めんには殊更ら政府に依賴して外債を募集せしむるなどの姑息手段を求めず寧ろ政府を促して外資輸入の制限を撤去せしめ自から輸入の目的を達す可きのみ一部の實業家の運動は唯、株式の相場を引上げて目前の困難を免かれんと云ふに過ぎず政府が一時の人氣取りの爲めに此輩の說を容れて經濟の處置を施すが如きは我輩の斷じて許さゞる所なり

○昨日の親任式

前號の欄外に記したる通り愈々昨日午前十一時宮中に於て親任式を行はせられたり是より先き午前九時五十分西鄕侯次で大隈伯登閣同十時より三十分迄の間に桂子、板垣伯を始め林、大東、尾崎、大石、松田の諸氏は燕尾服着用にて登閣し午前十一時に至るや大隈伯始め一同參內御前に伺候し左の通り親任式を行はせられたり

正二位勳一等伯爵 **大隈重信**
任內閣總理大臣
兼外務大臣

正三位伯爵 **板垣退助**
任內務大臣

松田正久
任大藏大臣

林有造
任遞信大臣

正五位 **大石正巳**
任農商務大臣

大東義徹
任司法大臣

正五位 **尾崎行雄**
任文部大臣

內閣總理大臣侯爵 伊藤博文
依願免本官
大藏大臣伯爵 井上馨
同
外務大臣男爵 西德二郎
同
內務大臣子爵 芳川顯正
同
司法大臣 曾禰荒助
同
遞信大臣文學博士男爵 末松謙澄
同
農商務大臣 金子堅太郎
同
文部大臣文學博士 外山正一
同
正五位 尾崎行雄
特旨ニ依リ懲戒處分ヲ免ス

○新任大臣の內閣參集　昨日午前十一時三十分親任式を終りたる後西鄕侯は直に退出したるも新任の各大臣は孰れも內閣に參集して何事をか打合はせ一時頃退出したる由

○新任大臣の外務省參集　大隈、板垣、大石、尾崎、松田、大東、林の各大臣は內閣より退出後、午後二時頃打揃ふて外務省に集合し、樓上の大臣室に於て暫時會議したる由

○憲政黨兵庫支部設置　兵庫縣下の自由、進步兩黨員中重立ちたる人々は昨日神戶市に集會して種々協議の末來る三日を期し右兩派大懇親會を開き同時に憲政黨兵庫支部を設置し翌日其發會式を行ふ事を決定したる由

○憲政黨岡山支部　岡山縣の自由、進步兩黨員は此程大懇親會を開きて兩黨解散の事並に憲政黨へ加入の件を決定し繼て憲政黨岡山支部を創設したる由

○憲政黨大阪支部創立會　去る二十七日大阪府自由黨支部に開きたる憲政黨大阪支部創立委員會にて決議したる[illegible]一憲政黨員を增募し從來に比して一層其基礎を鞏くする事、新內閣の組織成るを待つて[illegible]憲政黨員の大祝宴を催はす事、同時に[illegible]及び總會を開き役員を選擧して政社法に據り其筋へ屆出づる事等にして憲政黨大阪支部設置の件は本部より何分の通知に接したる上にて決議す筈なりと

○昨日公布の勅令　勅令第百三十[illegible]號を以て文部省外國留學生規程の第四條[illegible]を改正し本月一日[illegible]百八十圓以內を千八百圓に改め特別の[illegible]に依り增給すべき學資金の制限を[illegible]を千五百圓と改め直轄學校教官の[illegible]三十三號[illegible]件を[illegible]正する[illegible]の[illegible]して[illegible]以て[illegible]したり